

かどま大学 受講規約

門真市立生涯学習センター 自主事業

第1条 (名称)

本教室の名称は「かどま大学」(以下、講座という)とし、講座に参加する者(以下、受講生という)とし、事務局が管理運営をするものとする。事務局と受講者は双方ともにこの規約を遵守するものとする。

第2条 (事務局)

住 所：〒571-0025 大阪府門真市大字北島 546

団 体 名：門真市立生涯学習センター

指定管理者 特定非営利活動法人トイボックス

電 話：072-887-6682

F A X：072-887-6683

休 館 日：毎週木曜日及び 12/29～1/3

第3条 (受講生カード)

受講生カード(以下、学生証という)は半永久的に使用可能とする。使用は受講生本人のみとし、貸し借りや譲渡はしてはならない。学生証の発行、再発行、返納については以下の通りとする。

発 行…講座及び教室開始日に発行する。最初の発行料は無料とする。

再発行…紛失・破損等で再発行する場合は、再発行手数料として200円(税込)支払うこととする。

返 納…講座及び教室から退会する場合、事務局へ返納する。

第4条 (受講料)

年会費：なし

受講料：講座…1講座 5,000円(税込)。講座の初回に一括支払い。

※ただし一部の講座は変わる場合もあります。

教室…各教室による。毎月月初めにひと月分支払い。

特別講座…各講座による。当日支払い。

第5条 (受講料の不返納)

事務局に支払いをした受講料は返金されない。ただし、災害などで会場が使用できなくなった場合など、受講者の責めによらないものは除く。

第6条（受講料の滞納）

受講料を滞納したら受講資格を失う場合がある。なお、受講後辞退した場合でも、参加受講料は速やかに支払わなくてはならない。

第7条（欠席・休会・退会）

欠席、休会、退会については以下の通りとする。

〔欠席〕

講座…自己都合での欠席の場合、事務局に欠席の連絡を入れること。欠席の振替は可能だが、振替の振替はなしとする。

教室…自己都合での欠席の場合、事務局に欠席の連絡を入れること（無断欠席が2ヶ月以上続く場合は事務局の判断により退会とする）。なお、振替はなしとする。ただし、事務局等の都合の場合はこの限りではない。

特別講座…自己都合での欠席の場合、事務局に欠席の連絡を入れること。

〔休会〕

講座…休会はなし。

教室…受講生から連絡があった翌月からとする。ただし、講座開催日前日までに連絡があった場合は当月からとする。

特別講座…休会はなし。

〔退会〕

講座…退会はなし。

教室…原則として、受講生から連絡があった場合にのみ受け付ける。ただし、受講生と連絡が取れず2ヶ月経過した場合は、事務局の判断により退会とする。

特別講座…退会はなし。

第8条（受講生情報変更）

受講生は、メールアドレス・電話番号など届出事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡すること。

第9条（講座の休講及び変更）

やむを得ない事情に限り、休講にする場合がある。または他の指導者が代行する場合がある。

第10条（個人情報）

受講生の個人情報は、受講生の了承を得た場合を除き、講座に関する情報を提供する以外で

は使用しない。ただし、法令等に基づき行政機関や司法機関から開示請求があれば提供する場合がある。

第 11 条（学割）

受講生本人に限り、市内の学割対応店にて学生証を持参の上、学割が適用される（対応店についてはホームページやパンフレット参照）。

第 12 条（保険）

保険は、「門真市住民活動災害補償制度」を適用する。

※門真市在住の方が対象の保険です。市外在住の方には適用されませんのでご注意ください。

事故のないように指導者は万全の注意を払うが、活動中（練習中、イベント参加中、または移動中など）において不測の事故等による傷害については、当該制度の保障適用範囲内での補償となり、保障範囲外の傷害等について指導者及び事務局は責任を一切負わない。

第 13 条（盗難及び紛失）

活動中の盗難、紛失などについて、事務局は一切責任を負わない。受講生が責任を持って自己で管理すること。

第 14 条（設備や備品等の破損）

受講生が施設の建物、設備、備品等を紛失、破損等した場合には、速やかに原状復帰をしなければならない。またその費用は受講生の負担とする。

第 15 条（禁止事項）

講座受講中の写真や動画の撮影については、特別な事情のない限り原則として禁止とする。ただし、事務局側で講座の記録や広報活動のため、講座の様子を撮影することがある。

第 16 条（除名）

受講生は、他の受講生、他の施設利用者、または施設近隣住民等に迷惑になる行為をしてはならない。また、受講生は、本規約に違反するなど、受講生としてふさわしくないと事務局が判断した場合に対し、事務局はその者の受講資格を取り消しにすることができる。

第 17 条（規約の改正）

本規約は、受講生の同意を要せず随時改正することができる。

施行日：2021年5月1日

変更日：2024年2月16日

事務局：門真市立門真市民プラザ指定管理者
特定非営利活動法人トイボックス
(門真市立生涯学習センター)
〒571-0025 門真市大字北島 546 番地
電話 072-887-6682